

熊本地震により被災された皆様へ

平成28年熊本地震により倒壊等した建物の職権による滅失登記について（お知らせ）

熊本地方法務局では、平成28年熊本地震により倒壊等した建物について、被災された方々の登記申請の負担軽減を図るとともに、被災地の速やかな復興のため、所有者の申請によらずに登記官の職権で、順次、滅失登記を行います。特に急がれる場合を除いては、自ら「建物滅失登記」を申請していただく必要はありませんので、お知らせいたします。

職権滅失登記とは…

建物が滅失したときは、所有者又はその相続人は、建物の滅失登記を申請しなければなりません（不動産登記法第57条）。

法務局では、震災被害の甚大さを考慮し、震災復興の一助として、例外的に登記官（法務局職員）の職権により滅失登記を行います（不動産登記法第28条）。

対象建物について

震災により倒壊等した建物（その後の公費、自費等による解体を含む）を対象とします。

なお、建物の損壊が一部分のため、滅失したとは認定できない場合、あるいは、敷地内に2棟以上の建物（例えば、居宅と物置など）が存在し、その一部のみが倒壊等した場合には、職権による滅失登記の対象とはなりません。

滅失登記の費用負担は？

今回の職権による滅失登記は、法務局において実施しますので、建物所有者の方が費用を負担することはありません。

滅失登記の作業期間は？

平成28年11月から現地調査に着手し、順次、職権滅失登記を行います。

滅失登記作業を行う実施地域

【熊本地方法務局本局管轄】熊本市・嘉島町・御船町・益城町・甲佐町・山都町

【同 宇土支局管轄】宇土市・宇城市・美里町

【同 玉名支局管轄】玉東町

【同 阿蘇大津支局管轄】菊池市・合志市・阿蘇市・大津町・菊陽町・南阿蘇村・西原村

【同 八代支局管轄】八代市・氷川町

所有者への通知

職権滅失登記の完了後、所有者に対して、登記が完了した旨の通知を送付いたします。

なお、居住地に変更があった場合には、確実に通知が届くように郵便局へ転送手続きをお願いいたします。

その他～お願い～

作業を円滑に実施するに当たり、現地における確認作業や被災建物の所有者・居住者の方々から聞き取り作業を行います。

所有者・居住者及び関係者の皆様には作業実施について御理解いただき、確認作業等について御協力をお願いします。

【問合せ先】

電話番号

096-364-2221（復興事業対策室）

受付時間

平日 午前8時30分から午後5時15分まで

熊本地方法務局